

交通安全に係る現状等

宇都宮市の交通事故の発生状況・特徴

【交通事故発生状況】

- ・交通事故発生件数、死者数は減少傾向だが、中核市との比較では死者数は平均を上回っている。
⇒ 交通安全対策を計画的に講じ、交通事故のさらなる減少を図る必要がある。【A】

【年代別】

- ・高齢者の交通事故の割合が増加傾向にある。
⇒ 高齢者の交通の状態（ドライバー、歩行者、自転車）に合わせた交通安全対策を講じていく必要がある。【B】
- ・小学生は「歩行中」「自転車乗車中」の交通事故の占める割合が58.6%を占めている。
⇒ 歩行中、自転車利用に係る交通安全対策を実施していく必要がある。【C】

【事故類型・状態別】

- ・事故類型別では「車両相互」が全事故の85.4%、そのうちの原因別では「わき見」「安全不確認」50.1%。
⇒ 漫然運転による交通事故の防止するために交通安全意識の向上を図っていく必要がある。【D】
- ・自転車の交通事故発生件数は減少しているものの、交通事故全体に占める割合は21%台と横ばい傾向にあり、国や県と比べて割合が高い。
- ・自転車の交通事故当事者数では、「子どもから高校生」と「高齢者」で53.7%を占めている。
⇒ 自転車の安全利用に関する施策を実施していく必要がある。【E】

【道路別】

- ・市道延長は、全道路の89.6%を占めており、交通事故の43.5%が市道で発生している。
⇒ 市民の生活に密着した道路の交通安全対策を実施していく必要がある。【F】

【死亡事故】

- ・車両乗車中の死者の57.1%がシートベルト非着用であった。
⇒ シートベルトの着用を促進するための広報啓発を行っていく必要がある。【G】

現計画の施策における課題

【主に交通安全意識に関するもの】

- ・高齢者の交通事故傾向を踏まえた交通安全教育の拡充を図っていく必要がある。【a】
- ・若年ドライバーに対する交通安全教育を充実させる必要がある。【b】
- ・全ての自転車利用者に対する交通安全教育を充実させる必要がある。【c】
- ・自転車用ヘルメットの着用を促進する対策を講じる必要がある。【d】
- ・交通安全運動の展開や有効な情報提供など広報啓発活動を継続して実施していく必要がある。【e】
- ・自転車任意保険への加入を促進する対策を講じる必要がある。【f】

【道路交通環境に関するもの】

- ・交通事故多発箇所等に対し事故データの調査研究を踏まえた地域や警察等と連携した対策を継続して実施していく必要がある。【g】
- ・自転車や歩行者の通行空間を確保する施策を継続して実施していく必要がある。【h】
- ・交通安全に配慮した道路交通環境の整備【i】や公共交通機関の充実により安全安心な交通手段を確保していく【j】必要がある。

【その他】

- ・地域や学校等と連携した効果的な街頭指導等の充実を図る必要がある。【k】
- ・交通安全推進協議会など地域活動を促進していく必要がある。【l】
- ・暴走族や飲酒運転を許さない地域づくりのための気運の醸成が重要である。【m】
- ・交通事故による負傷者に対する救助救急体制を充実させる必要がある。【n】
- ・応急手当に関する知識・技術の普及促進をしていく必要がある。【o】
- ・関係機関との連携のもと、被害者相談窓口等の周知を行う必要がある。【p】

環境の変化等

【全国的な傾向】

- ・少子高齢社会の進展、高齢人口の増加による免許保有人口の増加
⇒ 高齢者の交通の状態（ドライバー、歩行者、自転車）に合わせた交通安全対策や社会全体で子どもの命を交通事故から守っていく取組を講じていく必要がある。【イ】
- ・道路交通法の改正（自転車路側帯の左側通行、悪質自転車運転者に対する講習義務付け、悪質・危険自動車運転者への罰則等の強化）
⇒ 自転車の通行方法など正しい交通ルールの周知を図っていく必要がある。【ロ】
- ・平成24年4月以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生している。
⇒ 通学路の交通安全の確保に向けた効果的な取組が求められている。【ハ】
- ・全国的に自転車が歩行者と衝突する重大事故が発生している。
⇒ 自転車が加害者になりうることを踏まえた教育や自転車任意保険の加入促進が求められている。【ニ】
- ・国の「道路交通安全対策の今後の視点の考え方」が示された。
⇒ 市計画への反映【ホ】

【宇都宮市に関するもの】

- ・平成31年度を目標に東西基幹交通の軸となるLRTの開業を目指している。【ヘ】
- ・宇都宮市自転車のまち推進計画において、だれもが安全に自転車が使えよう、柱の一つとして「安全性の向上」を位置付けている。
⇒ 交通安全教室や街頭活動等を通して、ルール等の理解を促進させるとともに安全性の高い走行空間の整備を進める必要がある。【ト】
- ・地域では危険箇所や注意喚起看板やストップマークを表示するなどの交通安全活動を実施
⇒ 地域での交通安全活動を拡大させ生活に密着した交通安全活動を促進する必要がある。【チ】
- ・市内の自動車等の運転者の交通ルール遵守について76.3%の人が「悪い」、「やや悪い」と感じている。（アンケート結果）
⇒ 市民の交通ルール遵守を図るためには、交通安全教育の充実が必要である。【リ】
- ・自転車任意保険の認知度は約85%であるが、実際に加入しているのは31%である。（アンケート結果）
⇒ 自転車任意保険の加入促進を図っていく必要がある。【ヌ】
- ・民間企業等がCSRの取組として交通安全活動を実施している。
⇒ さらなる交通安全教育等の充実を図っていくためには、交通安全活動を行う民間企業等の取組を積極的に支援していく必要がある。【フ】
- ・生活行動実態調査の結果、特に高齢者のトリップ数の増加が著しい。（調査区域：本市ほか6市7町）【フ】

◆国の「道路交通安全対策の今後の視点の考え方」◆

1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象

- ① 高齢者及び子どもの安全確保【α】
⇒歩道や生活道路の対策、バリアフリー化、地域における生活に密着した交通安全活動の充実、高齢者の移動の安全確保、高齢運転者が加害者として事故を起こさないようにするための対策強化、通学路等において歩道等の歩行空間の確保、地域の交通情勢に応じた交通安全教育の対策
- ② 歩行者及び自転車の安全確保【β】
⇒歩道の整備等による歩行空間の確保、自転車の通行空間の確保、身近な道路の安全性向上、自転車利用者に対する交通安全教育等の充実、自転車については被害者と加害者それぞれの視点に立った対策が必要
- ③ 生活道路における安全確保【γ】
⇒歩行者や自転車が安全で安心して通行できる環境の確保

2 交通事故が起きにくい環境をつくるための留意すべき事項

- ④ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進【δ】
⇒生活道路における交通事故実態の詳細な分析、交通事故発生場所・危険箇所等に関するビッグデータの活用、運転者への注意喚起施策
- ⑤ 地域ぐるみの交通安全対策の推進【ε】
⇒地域ぐるみの高齢者への声かけや移動への配慮、交通安全施策実施に当たっての計画段階からの住民参画
- ⑥ 先端技術の活用の推進【ζ】
⇒プレーキアシストシステム・車線逸脱システムなど、救急車等緊急車両の現場急行支援システム・事故発生時の緊急通報システムなど

国の計画の視点も反映

第10次交通安全計画に向けた課題の分類

●交通安全思想の普及徹底

- ・子どもから高齢者まで各年代の特性に応じた交通安全教育を推進する必要がある。
- ・高齢者の交通の状態（ドライバー、歩行者、自転車）や交通事故傾向を踏まえた交通安全教育の拡充を図っていく必要がある。
- ・全ての自転車利用者に対し自転車のルールやマナーに関する理解を深めるための交通安全教育を実施する必要がある。
- ・自転車用ヘルメットの着用を促進していく必要がある。
- ・自転車任意保険の加入の促進が求められている。
- ・交通安全運動を継続して実施していく必要がある。
- ・広報啓発活動を継続して実施していく必要がある。
- ・地域や交通安全団体等の交通安全活動を推進していく必要がある。
- ・交通安全活動を行う民間企業等の取組を支援していく必要がある。

●道路交通環境の整備

- ・市民の生活に身近な道路の交通安全対策を実施していく必要がある。
- ・自転車や歩行者の通行空間を確保する施策を継続して実施していく必要がある。
- ・通学路の交通安全の確保に向けた効果的な取組が求められている。
- ・交通事故多発箇所等に対し事故データの調査研究を踏まえた地域や警察等と連携した対策を継続して実施していく必要がある。
- ・交通安全に配慮した道路交通環境の整備を行っていく必要がある。
- ・車の運転に不安を感じている高齢者をはじめ誰もが利用できる公共交通機関を整備していく必要がある。

●道路交通秩序の維持

- ・地域等と連携した自転車の交通事故防止のための活動を促進する必要がある。
- ・暴走族や飲酒運転を許さない地域づくりのための気運の醸成が重要である。
- ・地域や交通安全団体等の交通安全活動を推進していく必要がある。【再掲】

●救助・救急活動の充実

- ・交通事故による負傷者に対する救助救急体制を充実させる必要がある。
- ・応急手当に関する知識・技術の普及促進をしていく必要がある。

●被害者支援の推進

- ・関係機関との連携のもと、被害者相談窓口等の周知を行う必要がある。
- ・自転車任意保険の加入促進が求められている。【再掲】
- ・広報啓発活動を継続して実施していく必要がある。【再掲】

施策の柱と施策の方向

施策の柱：市民一人ひとりの交通安全意識の高揚

交通事故を減少させるためには、各年代の特性に応じた交通安全教育や地域等における交通安全活動を通して、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図る必要がある。特に高齢者や自転車に関する対策を推進する必要がある。

【施策の方向】

- 「各年代の特性に応じた段階的及び体系的な交通安全教育」
- 「自転車利用者への交通安全教育」
- 「交通安全運動」「交通安全広報啓発活動」
- 「交通安全に関する民間団体等の主体的活動」を推進する。

施策の柱：地域と連携した道路交通環境の整備

道路の安全性を高めるためには、交通事故データや地域のニーズに基づき、市民に身近な道路の交通安全対策に取り組んでいく必要がある。また、歩行者・自転車の通行空間の整備や車の運転に不安を感じている高齢者をはじめ誰もが利用できる公共交通機関の整備を推進していく必要がある。

【施策の方向】

- 「歩行者や自転車の通行空間の整備」
- 「交通事故多発地点等の安全性向上」
- 「交通安全に配慮した道路交通環境の整備」を推進する。

施策の柱：地域における道路交通秩序の維持

暴走族・飲酒運転の根絶や多くの市民の交通手段となっている自転車の交通事故を防止するためには、地域住民の自主的な交通安全活動が重要であるため、地域住民が一体となった活動を促進する必要がある。

【施策の方向】

- 「自転車の交通事故防止のための地域活動」
- 「暴走族対策や飲酒運転根絶に向けた取組」を促進する。

施策の柱：救助・救急対策の推進

交通事故による負傷者の救命を図り、被害を最小限にとどめる救急活動の維持向上を図っていくためには、引き続き救助救急体制を充実させていく必要がある。

【施策の方向】

- 「救助・救急体制の充実」
- 「応急手当の普及啓発活動」を促進する。

施策の柱：被害者支援の推進

交通事故被害者等を支援していくためには、県や犯罪被害者等を支援する団体との連携を強化し、被害者対策を推進していく必要がある。

【施策の方向】

- 「関係機関と連携した被害者支援」を促進する。